

彩の国ロードサポート傷害・賠償責任保険制度要綱

1 目的

この保険制度は、彩の国ロードサポートにおける道路のサポート団体として認定を受け、道路の清掃美化活動に参加する者が、その活動中に被った傷害の補償や活動中に他者の人身に傷害を与えた場合又は他者の財物を毀損した場合の救済措置を講じることにより、道路のサポート団体が安心して活動に参加できる環境を整備し、彩の国ロードサポートの推進を図ることを目的とする。

2 保険契約者

保険契約者は埼玉県とし、保険料は埼玉県が負担する。

3 保険金の対象者（被保険者）

（1）傷害保険金

この保険の対象者は、彩の国ロードサポートにおける道路のサポート団体として認定を受けた団体の構成員（以下、「構成員」という。）とする。

（2）賠償責任保険金

構成員

4 保険金の支払い対象

（1）傷害保険

活動中に構成員が故意なくして急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に限り、支払い対象とする。

（2）賠償責任保険

活動中に構成員が故意なくして他人の身体を害しまたは財物の毀損等について賠償責任を負担することによって被る損害に限り、支払いの対象とする。

5 保険の内容

（1）傷害保険

種 類	保険金の額	備 考
死亡・後遺障害（1名）	200万円	限度額（180日以内の死亡・後遺障害発生）
入院（1日）	3,000円	最高180日
通院（1日）	2,000円	最高90日

※活動場所への往復途上の事故を含む。

(2) 賠償責任保険

種 類	保険金の額	備 考
人身（1名）	3,000万円	限度額
人身（1事故）	1億円	限度額
財物（1事故）	3,000万円	限度額

6 保険期間

各年度における保険契約期間による。

7 事故報告

保険金の支払い対象事故が発生したときは、彩の国ロードサポート制度実施要綱の様式5により、県土整備事務所を経由して道路環境課に報告するものとする。

8 契約内容の周知

各県土整備事務所においては、あらかじめ活動団体に対し保険契約の内容を周知するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。